

青森県報

号外第七号

平成二十九年
二月十七日
(金曜日)

目次

公 告

第十次青森県卸売市場整備計画の策定…………… (総合販売戦略課) ……

公 告

第十次青森県卸売市場整備計画の策定

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六條第一項の規定により、第十次青森県卸売市場整備計画を定めたので、同條第四項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十七日

青森県知事 三 塚 申 郎

第1 目標年度

平成25年度を基準年度とし、平成32年度を目標年度とします。

第2 卸売市場の適正な配置の方針

卸売市場の配置については、国の「卸売市場整備基本方針」（平成28年1月公表）及び「中央卸売市場整備計画」（平成28年4月公表）との整合性を保ちながら、各流通圏において、需給調整機能及び主体的な価格形成機能をもつ中央卸売市場を「基幹市場」とし、当該流通圏において拠点的作用を果たす地方卸売市場のうち大規模で地域流通の中核的拠点となるべきものについては「中核的的地方卸売市場」として、それ以外の拠点的作用を果たす地方卸売市場を「地域拠点市

場」としてそれぞれ配置します。

1 青果物

(1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場、中核的的地方卸売市場である大魚株式会社むつ総合卸売市場、地域拠点市場である株式会社五所川原中央青果及び五所川原市にある小規模市場の4市場で構成されています。

基幹市場、中核的的地方卸売市場及び地域拠点市場は、それぞれ存置整備することとし、それぞれの市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的的地方卸売市場である弘果弘前中央青果株式会社のみであり、存置の方向で市場機能の充実に努めます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場、地域拠点市場である十和田地方卸売市場及び南部町宮地方卸売市場で構成されています。それぞれ存置若しくは存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

2 水産物

(1) 産地市場

本県は三方が海に面しており、また、そのふところに陸奥湾を有することから海岸線には数多くの漁港が点在し、これらの漁港には卸売市場又は荷さばき所が設置されていますが、今後も地域の実情に応じて、水産基盤整備に基づき漁港及び後背施設の整備をしていきます。

産地市場は、水産物の生産と流通の接点としての役割を果たしており、産地における出荷及び加工機能との関連性が強いいため、地域の実情に即した市場施設の近代化、取引の合理化に努め、水揚量及び魚種構成の変化、地元加工業者の生産動向など、今後の水産物流通を巡る諸条件の変化に対応した効率的な流通が確保されるよう配置します。

具体的には、公正な価格の形成、市場取引の効率化、市場経営の基盤強化等を図る観点から、年間取扱高の小規模な市場及び荷さばき所のみならず、比較的大規模な市場も視野に入れて産地市場の経営合理化に向けた取組を推進していきます。市場の経営の合理化に当たっては、全国規模の出荷圏を有し、かつ

消費地市場化も目指す「大量広域流通圏型市場」や、当日売買圏型として地場流通を支える「地域拠点型市場」、フロンティア志向で、概ねキロ単価一千円以上の魚介類を主体に扱うことを目指す「特定魚種流通型市場」の3つのタイプを想定し、各市場の実態と未来像を総体的に勘案するとともに、今後関係者との十分な協議を図りながら検討を進めていきます。

これらのごことを踏まえて、以下のとおり整備及び検討に努めていきます。

市町村等	整備の方向
八戸市	八戸市魚市場については八戸漁港水産物流通機能高度化対策事業による市場等整備を引き続き進め、大量広域流通圏型市場等を目指すものとします。
三沢市	三沢市魚市場については存置整備の方向とし、衛生管理の高度化を図りながら地域拠点型市場を目指すものとします。
六ヶ所村	泊魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
東通村	白糠魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場の設置を検討するものとします。
むつ市	大畑町魚市場については存置整備の方向とし、近隣荷さばき所との統合を検討しながら地域拠点型市場を目指すものとします。
大間町及び周辺市町村	大間漁業協同組合魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
中泊町	小泊漁業協同組合魚市場及び下前魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
鯉ヶ沢町	鯉ヶ沢魚市場については、存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
深浦町	深浦魚市場、大戸瀬魚市場及び近隣の荷さばき所による特定魚種流通型市場の形成を検討するものとします。
その他の各市場及び荷さばき所	このほか、各市場及び荷さばき所において、水産物流通や市場運営状況など実情を勘案して必要が生じた場合は、整備若しくは統合等により水産物流通機能の充実を図るものとします。

(2) 消費地市場

消費地市場については、青森市中央卸売市場が県内全域にわたる水産物の拠点になっており、基幹市場としての役割を果たしています。

さらに、消費地における水産物の円滑な流通を図るため、青森市中央卸売市

場からの距離、分荷の状況等を考慮して、弘前市、五所川原市及びむつ市に地方卸売市場を配置しており、各流通圏の消費者へ安定的に水産物を供給しています。

これらの市場については、存置若しくは存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

今後、八戸市については、当該地域の実情を勘案して必要が生じた場合、地方卸売市場の配置について計画します。

(3) 陸奥湾圏荷さばき所

本県の陸奥湾は、我が国有数の内湾で、その特色を生かしたホタテガイ養殖が盛んであり、水揚げされたホタテガイは、青森県漁業協同組合連合会によって一括入れされています。

このことから、陸奥湾圏域では、一般的に産地市場を経由する他の水産物とは流通経路が異なるうえ、他の水産物の水揚げが極めて少ない等の理由から産地市場が形成されず、全て荷さばき所となっていることから、今後は、これら荷さばき所の効率的な整備を図ります。

3 食肉

現在、全国の食肉卸売市場は39市場あり、このうち中央卸売市場は10市場、地方卸売市場は29市場（総合市場含む）ですが、北海道・東北には宮城県の仙台市中央卸売市場があるのみとなっています。

本県においては、食肉卸売市場が設置されていないことから、食肉の取引は、相対取引による枝肉及び部分肉流通が主体となっています。

食肉の適正な取引、価格形成を図るうえで、市場取引が望ましいと考えられますが、買参人の確保や部分肉流通の増加等から新たに食肉卸売市場を配置することは現実的に難しいのが実情となっています。

このため、今後は、実質的に卸売市場的な役割を果たしている、既設食肉センターの整備・機能強化等を通じて、食肉流通の円滑化を図っていきます。

4 花き

花き市場については、鮮度保持のための施設の整備等を図り、効率的な運営を図ることを目標に市場整備を検討していきます。

(1) 青森流通圏

この地域における市場は、青森市中央卸売市場花き部から転換した青森市公

設地方卸売市場のみであり、存置の方向で市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的¹地方卸売市場である弘果弘前中央青果株式会社、株式会社弘前生花市場及び1つの小規模市場です。これらの市場については存置とし、統合について必要が生じた場合には、関係者による協議の場を設けるなどして検討しながら市場整備を図っていきます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場のみであり、存置整備することとします。

5 配置の計画

県内の卸売市場の具体的な配置計画及び存置、存置整備（存置、施設整備）、統合、廃止等の整備方針については、次表のとおりです。

卸売市場配置計画

流通圏	配置位置	当該流通圏の既存市場			区分	整備方針	区分	取目	卸売市場整備地区指定の有無	備考		
		市町村名	市場名	市場名								
青果物	水産物	食肉	花き	青森市	青森市	(1)総合卸売市場 青森市中央卸売市場 (4)花き卸売市場 青森市公設地方卸売市場	中	第10次中央卸売市場整備計画に基づき整備 存置	中	青果物 水産物 花き	無	基幹市場
1	4		1	青森市	青森市	(1)総合卸売市場 青森市中央卸売市場 (4)花き卸売市場 青森市公設地方卸売市場	中	第10次中央卸売市場整備計画に基づき整備 存置	中	青果物 水産物 花き	無	基幹市場
1	4			五所川原市	五所川原市	(2)青果物卸売市場 地方卸売市場 (株)五所川原中央青果 五所川原第一青果(小規模) (3)水産物卸売市場 五所川原地方卸売市場 丸中五所川原中央水産(株)	民	存置、施設整備	民	青果物 青果物 水産物	無	地域拠点市場
1	4			むつ市	むつ市	(1)総合卸売市場 地方卸売市場 大魚(株)むつ総合卸売市場 (3)水産物卸売市場 地方卸売市場 大畑町魚市場(産)	中核 公	存置、施設整備 存置、施設整備	民 公	青果物 水産物 水産物	無	中核的 地方卸 売市場
1	4			深浦町	深浦町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 深浦魚市場(産) 地方卸売市場 大戸瀬魚市場(産)	民 民	存置 存置、施設整備	民 民	水産物 水産物	無	
1	4			鱸ヶ沢町	鱸ヶ沢町	(3)水産物卸売市場 鱸ヶ沢漁業協同組合地方卸売市場(産)	民	存置	民	水産物	無	
1	4			中泊町	中泊町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 小泊漁業協同組合魚市場(産) 地方卸売市場 下前魚市場(産)	民 民	存置 存置	民 民	水産物 水産物	無	
1	4			大間町	大間町	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 大間漁業協同組合魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無	
1	4			東通村	東通村	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 白糠魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無	
1	4			六ヶ所村	六ヶ所村	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場 泊魚市場(産)	民	存置	民	水産物	無	

2	4	三沢市	三沢市	(3)水産物卸売市場 地方卸売市場三沢市魚市場(産)	公	存置、施設整備	公	水産物	無	
	4	東北町	東北町	(3)水産物卸売市場 小川原湖地区卸売魚市場(小規模)	民	-	民	水産物	無	
2	4	弘前市	弘前市	(1)総合卸売市場 地方卸売市場弘前中央青果棟(中核)	中核	存置	民	青果物 花	無	中核的 地方卸 売市場
				(3)水産物卸売市場 (株)弘前水産地方卸売市場(中核)	中核	存置	民	水産物	無	中核的 地方卸 売市場
				(4)花き卸売市場 地方卸売市場(株)弘前生花市場 ②弘前堅田生花(株)(小規模)	民	存置	民	花 き	無	
3	4	八戸市	八戸市	(1)総合卸売市場 ②八戸市中央卸売市場	中	第10次中央卸売市場整備計 画に基づき整備	中	青果物 き	無	基幹市場
				(3)水産物卸売市場 ③地方卸売市場 八戸市第一魚市場(産) ④地方卸売市場 八戸市第二魚市場(産) ⑤地方卸売市場 八戸市第三魚市場(産)	公	存置	公	水産物	無	
3	4	八戸市	八戸市	(2)青果物卸売市場 ⑥南部町宮地方卸売市場	公	存置、施設整備	公	青果物	無	
				(2)青果物卸売市場 ⑦十和田地方卸売市場	民	存置、施設整備	民	青果物	無	地域拠点市場

- 注1 流通圏の番号の青果物及び花きに係る「1」は青森流通圏、「2」は弘前流通圏、「3」は八戸流通圏、また、同欄の水産物に係る「4」は県下全域の流通圏を示す。
 注2 当該流通圏既存市場の欄の(1)は総合、(2)は青果物、(3)は水産物、(4)は花きの各卸売市場を、また、市場名に係る「(小規模)」は小規模市場、「(産)」は産地市場を示す。
 注3 当該流通圏既存市場及び整備方針の欄の区分に係る「中」は中央卸売市場、「公」は公設の地方卸売市場、「民」は民営の地方卸売市場、「中核」は中核的
 地方卸売市場を示す。
 注4 「卸売市場整備地区」とは、近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として知事が指定する地区をいう。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的事項

1 立地条件

(1) 立地周辺の土地利用との調整を考慮しつつ、都市計画等との整合性を確保するものとし、特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮するものとし、

(2) 道路など生鮮食品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所を選定するものとし、

(3) 各種施設が適切に配置され、利用施設の効率性が確保できる地形とするものとし、

(4) 生鮮食品等の安全・衛生上適切な環境にある地域に立地するものとし、

2 施設の種類

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要な施設を計画的に整備するものとし、

また、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとし、

施設	例	示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売施設、活魚販売設備	
駐車施設	駐車場	
貯蔵・搬送施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック	
衛生施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フオークリフト、エレベーター、コンベア	
情報・事務処理施設	発泡スチロール処理施設、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室	
管理施設	セクター、卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピュータ、見字研修設備	
加工施設	管理事務所、業者事務所	
福利厚生施設	バナナ熱成加工室、小分け・包装設備	
関連事業施設	医療設備、休養室、更衣室	
以上の施設に付帯する施設	関連商品売場	
	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備	

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じて整備するものとし、

3 施設規模

施設の規模については、卸売市場整備基本方針に示された「卸売市場施設規模算定基準」（別記）に基づいて算定される施設規模を目安とします。

4 施設の配置、運営及び構造

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食品等の品質管理の向上や、加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意することとします。その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、特に、施設整備におけるPFI事業の活用、施設管理における民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努めるものとし、

さらに、卸売市場の利用者が受ける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討するものとし、

(1) 卸売市場施設については、その導入に当たった費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進することとします。

(2) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進することとします。

(3) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進することとします。

また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮するとともに、消費者ニーズに応える商品供給のため、市

場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めるものとします。

(4) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進することとします。その際、HACCP（食品製造等に関する重要要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組み卸売市場にあっては、必要となる施設の整備・配置に努めるものとします。また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等を考慮することとします。さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮するよう努めるものとします。

(5) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設の整備・配置に努めるものとします。

(6) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進することとします。

(7) 取扱量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保に努めるものとします。

(8) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とするよう努めるものとします。

(9) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分配慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこととします。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ることとします。

(10) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、

生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮EDI標準（受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の導入及び電子タグ（メモリー機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））等の情報通信技術の活用を図っていくほか、産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入について検討するものとします。

また、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めるものとします。

(11) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとします。

(12) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等の設置に努めるものとします。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保することとします。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図るものとします。

(1) 各卸売市場においては、それぞれの経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、各卸売市場に適合したバリエーション（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサブライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むものとします。

(2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応す

るため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図るよう努めるものとします。

なお、市場間連携に取り組みに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱をきたすことのないよう、市場取引委員会等の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めるものとします。

(3) 卸売市場における売買取引については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、それを遵守するものとします。また、中央卸売市場開設者においては、せり・入札対象物品に係る設定、特に法第35条第1項第2号に係る物品（いわゆる2号物品）のせり・入札割合の設定に当たって、経営戦略や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に行うこととします。

なお、売買取引の方法については、市場取引委員会等の場等において不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図るものとします。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用を努めるものとします。

(5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会等の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めるものとします。特に生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の

電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化の徹底を図ることとします。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮EDI標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進するものとします。

(6) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネットにおける検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めるものとします。

(7) 大規模小売店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口を積極的に活用することにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めるものとします。

(8) 卸売市場における売買取引については、円滑・確実な決済を確保するものとします。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うものとします。

(9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効果的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会を設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めることともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めるものとします。

(10) 取引物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、原産地表示の徹底等による公正な取引の確保や、生産履歴情報等の適切な確認・伝達、食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日並びに販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な

作成・保存を通じたトレーサビリティの確保に取り組むものとします。

なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力するものとします。

(1) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コソフライアンス（法令遵守）の徹底に努めるものとします。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとします。

(1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めるものとします。

(2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮するとともに、場外保管施設の適切な活用を推進することとします。

(3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進することとします。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、これを内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組むものとします。

この場合、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と

畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフの消毒等に取り組むものとします。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、H A C C P の考え方を取り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図るものとします。特に、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で求められるH A C C P に基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組むものとします。

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸売業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化を図るものとします。

(1) 卸売業者

卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めるものとします。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築等による連携関係の強化に努めるものとします。

経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善を図るよう努めるものとします。

また、開設者、都道府県等は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行うものとします。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めるものとします。

管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めるものとします。

卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めるものとします。

(2) 仲卸業者

仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえながら、合併等による統合大型化あるいは関係業者間の連携強化に努めるものとします。

経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、財務体質の強化を図るとともに、経営改善に取り組むこととします。

小売店、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能の強化に努めるものとします。

また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めるものとします。

情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再建等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めるものとします。

(3) 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、消費者、実需者の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化、大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテールサポート等の機能の強化に取り組むものとします。

生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めるものとします。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化するものとします。

卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図るものとし、その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議するものとします。

取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めるものとします。その際、産地、他の卸売市場、関係機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むものとします。

産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めるものとします。

卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うものとします。

経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体

制の確立に努めるものとします。

第6 その他

以上のほか、卸売市場の運営等については、次の事項に留意して行うものとします。

- (1) 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、その推進に努めるものとします。
- (2) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりを目指すものとします。
- (3) 食の安全の確保と環境問題の深刻化に対応するため、より安全な農産物の生産推進や「有機食品検査認証制度（JAS法）」及び「青森県特別栽培農産物認証制度」の活用とも運動を図りながら、商品検査体制の充実と各種廃棄物等の発生の抑制とリサイクルシステムの確立に努めます。
- (4) 災害時における卸売市場の果たす役割は重要であり、施設の防災性について調査点検を強化するものとします。

また、災害時における被災者への食品の確保・提供のための機能を充実するものとします。

特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に努めるものとします。また、食の安全に係る事件・事故等が発生した場合の業務運営に当たっては、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めるものとします。

- (5) 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進するものとします。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図るものとします。また、卸

売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮するものとします。

- (6) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めます。
- (7) 地方卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるよう留意するものとします。

別 記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i：目標年度における売場施設の必要規模

g_t：目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i：売場施設経由率

μ_i：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i：売場施設通路面積

i：各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 2.5 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t：目標年度における駐車場の必要規模

g_t：目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o：1台当たり積載数量

M：その他業務用及び通勤自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

S：目標年度における市場用地の必要規模

a：増設余力指数

S_i：各施設の必要規模

S_t：駐車場の必要規模

R：建物外部の通路の必要規模